

# 現代中国の財務・統計諸表

——「報表制度」と情報・計画・ガバナンス——

田 島 俊 雄

## 概 要

集権的な計画経済システムの前提として、計画当局はマイクロ・マクロの財務・経営・生産・流通などにかかわる経済情報・統計情報を網羅的に把握する必要がある。中国では50年代初頭より、主として公的セクターを対象に、会計報表および統計報表と呼ばれる、財務およびその他の統計にかかわる諸表の作成・報告を義務づけてきた。しかし50年代末以降の経済的・政治的な混乱もあり、これらの情報は限定的かつ不完全で、物財・経済バランス諸表の策定は立ち遅れ、したがって経済計画も部分的なものにとどまった。移行経済期に入り、市場経済化と対外開放、企業改革の進展にともない、経済主体としての企業は財務情報の開示を迫られるようになり、計画経済期より引き継がれた会計諸表は国際標準に近接する形で進化している。他方で国有セクターなどに対して悉皆の形で存続する統計報告制度の場合、マクロ的にはともかくミクロ的には存在意義が希薄になりつつある。

## キーワード

中国 計画経済 財務諸表 統計報表 情報

## I. 本稿の課題

### 1. 報表制度

本稿の意図は、中国の公的企業・事業組織に対し定期的な作成・報告が義務づけられてきた「会計報表」「統計報表」制度に着目し、計画経済期におけるそれらの形成、移行経済期における変容のプロセスを明らかにし、情報管理の面からマクロ・ミクロな経済運営にかかわる制度変化の歴史を再解釈し、「報表制度」のレゾンデートルを論じることにあ

る<sup>1)</sup>。

「報表制度」とは、企業、病院・学校などの事業組織、それに行政組織などの公的セクターから一定のフォーマットでデジタル化された情報を財務諸表、統計諸表の形で政府の関係管理部門（主管部門）、統計部門、財政部門に対して報告する制度である。いうまでもなく、このほかに人事交流、会議などでの報告やインフォーマルなチャンネルを通じた情報の流通も当然ながら存在する。しかし定期的かつ定形化された情報のやりとりという意味で、経済計画を策定する上で、また公的セクターをモニタリングしガバナンスする上で、「報表制度」は政策当局にとってもっとも基本となる情報管理の手段であった。

計画経済期から移行経済期にかけての中国では、公的企業・事業組織、行政組織を対象とするこのような「報表」制度が、大きく分けて2種類存在してきた。

第1は、財務会計にかかわる「会計報表」制度で、財務諸表の定期的な報告制度を内容とする。この制度は企業活動を対象とする「企業会計報表」制度、財政部門、行政部門および公的事业活動を対象とする「予算会計報表」制度に分かれている。現状では前者は財政部会計司およびその系統によって制度の設計と管理が行われ、後者は同部予算司およびその系統によって管轄されている（門、1998, p.3）。後者から明らかのように、「会計報表」制度のそもそも出発点は財政資金、国有資産、および調達資金の利用・保全にかかわる貸借対照表であり、さらに企業会計報表についていえば利潤上納・納税にかかわる課税台帳でもある。そして企業・事業組織、行政部門で作成された「会計報表」は財政部門で集約され、中央・地方の財政予算・決算の作成に用いられてきた。

第2は、企業・事業活動にかかわる「統計報表」制度である。国家統計局がフォーマットを作成し、企業・事業組織が帰属する行政ランクの統計部門等に対し自らの活動内容を定期的に提出する「基本統計報表」制度、および政府の各主管部門がフォーマットを作成し、企業・事業組織が記入し帰属先の主管部門に提出する「専門統計報表」制度に分かれる。マクロな経済社会統計の基本となるのは前者であるが、後者の場合は前者では包括されない産業・事業部門、もしくは前者では捉えきれない特殊な企業・事業活動にかかわる業務統計の作成・報告を内容とする。つまり「基本統計報表」制度がより全般的な統計把握、計画管理を主眼とするのに対し、「専門統計報表」制度は産業別・業種別のミクロ・セミマクロな統計把握、さらには個別企業・事業の管理を目的とする。そしてこれらの下から上がってきた統計報表の受け渡しは「領報」制度と呼ばれ、具体的には統計部門、企業・事業主管部門に対し提出される。提出された統計報表は「総合統計報表」としてこれ

1) 本稿は平成13年度科学研究費補助金・基盤研究(A)(2)「日本と中国の経済成長過程の国民経済計算体系による長期時系列推計と分析」(研究代表者:松田芳郎東京国際大学経済学部教授)にかかわる研究成果の一部である。

らの部門で集計され、さらに上級の統計部門、企業・事業主管部門に送付される。

会計報表および統計報表はいずれも年報もしくは季報、月報の形で作成・報告が義務づけられ、対象となる組織の性格、業種および

時期により、求められる表、項目、および報告の頻度は異なる。さらにこのほかに、不定期で課せられる報表、地域によって別途付加される報表もある。こうして作成された報表は、基本的に郵送もしくは手渡しにより、また最近では FAX もしくはインターネットを利用する形（「無紙化」と呼ばれる）で関係部門に提供される。

のちに述べるように2つの報表制度は1993年の会計制度改革を契機に大きく変化する。これ以降たとえば中国のすべての工業企業は、所有制の如何を問わず所属する地域の政府財政部門に対し、会計報表としてつぎの財務諸表を提出することが義務づけられている（財政部「工業企業会計制度」1992年12月31日公布、93年7月1日施行）。

- ・「資産負債表」（会工01表、月報）
- ・「損益表」（会工02表、月報）
- ・「財務状況変動表」（会工03表、年報）
- ・「利潤分配表」（会工02表附表1、年報）
- ・「主要業務収支明細表」（会工02表附表1、年報）

これに対し、所属する地域の政府統計部門に提出する「基本統計報表」として、工業企業に対し以下のものが義務づけられている（国家統計局編1995『国家統計調査制度1994』国家統計局、pp.162-165）。ただしこの場合、会計報表とは異なり悉皆調査ではなく、後述のように零細かつ分散した組織に対しては、センサスを基礎とするサンプル調査の方法が採られている。

- ・「企業（単位）基本情況表」（101表、年報）
- ・「工業産品生産、銷售、庫存」（B102-1、年報）
- ・「主要工業産品産、銷、存実物量」（B102-2、年報）
- ・「財務状況」（103-1または2表、年報）
- ・「労働情況」（104、204表、年季報）
- ・「工業企業原材料消費与庫存」（B105-1、年報）
- ・「工業企業能源消費与庫存（乙表）」（B105-1、205-1、年月報）
- ・「工業生産、銷售総量及主要産品産量」（B202-1表、月報）

表1 対象組織別報表制度

		企業組織	事業組織	行政組織
会計報表	企業会計報表 予算会計報表	○	○	○
統計報表	基本統計報表 專業統計報表	○ ○	○ ○	○ ?

出所：筆者作成。

- ・「主要工業産品（実物量）銷售与庫存」（B 202-3 表，月もしくは季報）

またこのほか，一定の条件に該当する企業の場合には，以下の統計報表が課せられる。

- ・「主要技術経済指標」（B 112，年報．重点企业）
- ・「主要工業産品生産能力」（B 114 表，年報．重点企业）
- ・「主要専業生産設備（已安裝数）」（B 115 表，年報．関係企業），
- ・「中型工業企業科技活動情况」（107 表，年報）
- ・「固定資産投資統計基層標準表」（H 101 表，年報．基本建設・更新改造を実施した企業）
- ・「固定資産投資完成情况一覽表」（H 102，201 表．年月報，同）
- ・「全部建成投产大中型項目報告制度」（H 103 表，年報．大型・中型プロジェクトを完成させた企業）
- ・「工業企業主要經濟指標」（B 202-2 表，月報．年生産額 100 万元以上）
- ・「重点工業企業能源消費与庫存（甲表）」（B 205-2 表，季報）
- ・「固定資産投資資金来源情况」（H 202 表，月報．基本建設・更新改造を実施した企業）
- ・「国家重点項目直接報告制度項目規画標準表」（H 204-1 表，季報）
- ・「国家重点項目直接報告制度項目進度標準表」（H 204-2 表，季報）

さらにこのほか，企業主管部門の下達する「専業統計報表」として，たとえば自動車部品産業の場合には，業界団体であるところの中国汽車工業協会に対して，以下の図で示すような「汽車零部件工業企業經營概況及産，銷，存狀況表」（機汽車企 5 表）の作成が義務づけられている。

報表の中身については後に必要に応じて述べるが，一見して明らかなように，これらは集権的な経済システムのもと，主管部門，統計部門，財政部門，さらに計画部門にとっては所属・管轄する企業・事業や行政組織のマイクロ情報を収集・管理するための重要書類であり，他方で企業や事業組織にとっては自らの業績を考課し，もしくは今後の発展を大きく規定する重要書類であった。いうならばプリンシパルであるところの行財政組織とエージェントたる企業・事業組織，そして行政組織との間の情報の非対称性を緩和し，課税活動，投融资活動を容易にすること，さらにマイクロ・セミマクロ・マクロのレベルにおける経済バランスの実現に資すること，つまり計画経済を円滑に運営することこそ，報表制度に負わされた基本的な役割であった。

ちなみに，中国では会計担当者には等級に応じて「会計員」，「助理會計師」，「會計師」，「高級會計師」という職称があり<sup>2)</sup>，「会計員」，「助理會計員」は県級の，「會計師」は地区級の，「高級會計師」は中央各部または省級の主管部門（財政系統および労働人事系統と

2) このほかに我が国の公認会計士を意味する「注册會計師」が 86 年以降設けられている。

図1 自動車部品産業に課せられる「專業統計報表」  
 汽車零部件工業企業經營概况及産、銷、存状况表  
 2001年

企業地址：  
 郵政編碼：  
 電話：  
 E-mail：  
 傳真：  
 表号：机汽企5表

一、企業概况		二、汽車零部件産品分類産、銷、存状况表								
代碼	産品名称	計量單位	(一) 本年産、銷、存実物量			(二) 本年銷售額 (單位：萬元)			主要配套厂名称	
甲	乙	丙	年初庫存	收入量	銷售量	庫存量	合計	為整車 整机厂 配套	社維 及零 售	出口
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
01 企業名称										
02 企業原名										
03 成立時間										
04 代表産品及産量										
05 從業人員年平均数：		人								
06 年末資産總計：		萬元								
07 年末流動資産總計：		萬元								
08 年末負債總計：		萬元								
09 年末流動負債總計：		萬元								
10 工業總産值 (現價，新規定)：		萬元								
11 産品銷售總金額：		萬元								
其中：汽車零部件銷售額：		萬元								
12 利潤總額：		萬元								
13 研究開發費用：		萬元								
14 設備投資		萬元								

企業負責人：(簽章) 主管部門負責人：(簽章) 填表人：(簽章) 報出日期 年 月 日  
 出所：[http://www.caam.org.cn/info/2001\\_gaizhuanglingjiantongji.htm](http://www.caam.org.cn/info/2001_gaizhuanglingjiantongji.htm)

考えられる)によってそれぞれ定員・格付けが管理されている(財政部, 国家人事局「会計幹部技術職稱暫行規定」1981年3月)。これに対し統計担当者については「統計專業職務制度」が適用され, 同様に「統計員」, 「助理統計師」, 「統計師」, 「総統計師」という等級が適用されている(鄭, 1995, pp.1109-1110)。ただし工場の会計担当者が「財務会計の業務のみならず統計の業務も行っているようなケースがあり, この場合には兼職の統計員」ということになる(王琦主, 2000, p.923)。つまり各「報表」を受け取る側はそれぞれ別組織であるが, 作成する側の末端組織においては, 往々にして会計業務と統計業務は未分離である。「報表」の数は少なくなく, 規模が小さい組織にとってこれらを定期的に作成することは, 一見して面倒な, 手間のかかる仕事である。かつそれぞれの報表は管轄する政府機関が異なり, また報表制度の目的は重複しつつ異なっている。要求される内容も時期によって変化することから, 制度の統一や相互間の調整は, つねにやっかいな問題であった。

## 2. 既往の研究

会計報表制度および統計報表制度は, 中国の当事者にとっては日常的な存在であり, 財務会計もしくは経済統計の専門家にとっても周知の制度である。

まず1950年代には『企業会計』『工業会計』といった専門雑誌が定期刊行され, また60年代以降の社会科学的な情報が規制された時期にも, 財務会計の実用書は出版され続けた。西村明, 1989は, これらの検討を通じて中国における会計簿記制度の変遷と進化を論じており, 会計報表制度およびその基本である簿記制度を理解する上で, 不可欠な先行研究となっている。一方, 改革開放期になると情報公開もすすみ, 会計報表制度の歴史的な変化を紹介した大部な資料集も出されている(楊紀琬主編, 1988)。謝少敏, 1997はこれらに依拠し, 企業会計制度の変遷と, 改革・開放政策のもとでの構造的変化を論じている。

一方で統計報表制度の場合, 1950年代に国家統計局より定期刊行された『統計工作通訊』によって, その形成過程をうかがうことができる。移行経済期についても, 統計史の通史において概説されているほか(王一夫主編, 1986), 統計関係の政策文書をまとめた国家統計局編『統計工作重要文献選編』(中国統計出版社, 各年版)などには, 近年における関連する各種規定が掲載されている。欧米では Chou-Ming Li, 1962が『統計工作通訊』に依拠し, 50年代から60年代初頭にかけての統計システムの形成と変容を紹介している。これをうけて松田芳郎, 1987は, 国際的な視野から移行経済期にかけての統計調査制度を論じ, 報表制度, センサス制度, サンプル調査制度によって補完されるところの中国的

な統計制度の方法的特質を明らかにしている。さらに田島俊雄, 1993 は, 農業分野における報表制度の具体的な中身を紹介し, あわせて行政的な縦割り組織によって分断されるところの中国的な統計制度の構造的特徴を指摘している。

このように, 内外において制度の大分類に沿った形で, いわば行政割もしくは学問分野割で報表制度に関する詳細な研究がなされているが, この2つの制度の対比を踏まえ, それぞれの役割および相互関係の変化を示すような研究は, 寡聞にしてなされていない。

以下本稿では, まず会計報表制度および統計報表制度の形成と行財政を通じたマクロ・ミクロの経済管理システムの形成過程を明らかにするとともに, 報表制度に依拠する情報の流通・管理と, それにもとづく各種バランス表の形成を説明し, これを受けて1957年の地方分権化以後の混乱をあとづける(II節)。ついで移行経済期における市場経済化と企業改革にともなう報表制度の変質を踏まえ, あらたな段階における会計報表制度と統計報表制度の融合状況と, それにともなう矛盾の構造を説明する(III節)。最後にこれらおよび経済改革の進展という客観情勢の変化も踏まえ, 中国における報表制度とりわけ統計報表制度の行方について, 若干の議論を試みる(IV節)。

## II. 計画経済と報表制度

### 1. 報表制度の形成

2つの報表制度はいずれも1950年代に経済の社会主義改造, 計画経済制度の形成とともに制度化され, まず当時の国営企業, 公的事業について公私合営企業, 都市・農村の集団経営組織という形で徐々に適用する範囲を拡大していった。いうまでもなく強蓄積・重工業優先のソ連型計画経済モデルを導入するには, まずもって政府部門に資金を集中すること, 市場メカニズムに代わる資源配分のシステムを構築することが必要になる。そのためには企業・事業活動にかかわる物的, 人的な投入産出関係, 資金循環についての情報を政策当局とりわけ企業・事業主管部門, 財政当局等, さらに計画部門に集約し, 指令性計画を通じマクロ・ミクロな経済バランスをはかる必要があった。

人民共和国期における統計制度の形成は, 1949年10月の段階で中央人民政府政務院財政経済委員会(中財委と略称)内に統計処が設けられたのを端緒とし, 当初はソ連専門家(イエノフ)によって指導された(張, 1992, p.1)。一方, 会計制度については同年12月の段階で財政部に会計制度処が設けられ, 会計簿記制度の策定, 統一と管理を担当したことにはじまる(楊, 1988, pp.1,2,28)。

1950年に入ると政務院は「国家財政経済活動の統一に関する規定」を発し（3月3日）、財政収入の集中、生産財調達の一統、現金管理の一統を通じた国有セクターに対する集権的管理を目指した。ついで3月9日に同院は「統一的な会計制度の策定に関する訓令」を公布し、財政部会計制度処に会計制度審議委員会を設け、以後同委員会のもと、鉄道部、郵電部、軽工業部、重工業部、紡織工業部、農業部、貿易部、交通部、燃料工業部、衛生部、人民銀行、中央合作事業管理局、出版総署など13部22系統の企業会計制度草案が作成され、傘下公有企業を対象に実施された（楊，1988，pp.28,29）。これらの財務諸表は資産負債表、損益表、現金収支表、原価計算表よりなり、モデルをソ連の会計制度に求めつつ、民国期に導入された欧米の体系の影響も少なからず残されたという（謝少敏，1997，p.16）。

これと並行し、中財委は1950年4月より8月にかけて、公営、公私合営および工業合作社の形態をとる鉱工業企業を対象に悉皆調査を実施し、全国の経済状況を把握するとともに、これを基礎に同年7月には公営、公私合営鉱工業企業を対象とする統計報表制度を発足させ、雛形として9種類の報表を公布した（張，1992，pp.1-2）。

1951年になると国営企業を対象に会計制度の統一が図られ（政務院規定「今後所有国営企業主管部門統一会計制度的訂定和改进会計制度工作均授權財政部統一主持弁理」同年1月）、民航局、衛生部、出版総署、文化部などの非財經系統に所属する企業の会計制度についても、財政部によって統一的に管理することになった（楊，1988，p.119）。また固定資産評価や資金管理・資金計算の制度も整備され始め、52年1月には政務院財政経済委員会より「国営企業決算報告の作成および送付についての暫行弁法」が通知され、定期的な会計報表および財務状況説明書よりなる決算報告の作成と、企業主管部門および同級財政部門に対するこれらの送付義務が規定された。会計報表制度の確立であり、この義務を負う企業は、事業組織等を含め「核算単位」と呼ばれることになる。

この「暫行弁法」では、当時の公的企業の状況を反映し、大行政区（東北、華北などの広域行政区）の管轄下にある国営企業のみを対象として、月次報告として資産負債表、損益表、生産費用表、コスト計算表（製品ごと）、四半期報告として販売利潤計算表、コスト計算表（費目ごと）、主要製品コスト分析表、流動資金運用状況分析表、費目分類別総残額表、基本建設資金収支明細表、大修理資金収支明細表が、さらに年次報告として固定資産増減表、政府資金増減表、国庫補助金および特殊基金増減表、企業管理費および職場経費明細表、未完基本建設工程明細表が加わるところの報表体系を規定している（第13条）。一方、決算報告の送付ルートとしては、企業主管部門として大行政区ごとの「主管部門」、もしくはそれ以下の專業管理局・分公司等の中間的な「主管機構」を想定し、①一般国営企業→「主管機構」→同級財政部門、②直屬国営企業→大行政区主管部門（→同



級財政経済委員会)・同級財政部門という流れを基本とした(第3, 18条)。

明らかなように、この段階では報表制度が適用されるところの公的企業は限られており、さらにその中にもランクがあり主管部門直属の国営企業とその他では扱いが異なる。そして①のケースで明らかなように、国営企業と財政部門の間の情報のやりとりは「主管機構」を通じた間接的なものであった。つまり企業にとっては対「主管機構」との関係こそが、直接的したがって第一義的な重要事であった。

この「試行弁法」を受け、財政部は1952年6月に国営工業企業を対象とする新たな勘定科目および会計報表の体系を以下のように通達し、これを雛形として対象を国営の建設企業・事業、農業企業、流通組織に広げる形でそれぞれの勘定・会計報表の体系を順次制定し、54年より適用した(謝少敏, 1997, pp.31-34)

中央政府の改組、拡充を受け、1955年になるとかかる決算報告制度はより整備されることになる(国务院「国営企業決算報告編報弁法」1955年1月)。まず主管部門は国务院各一部局となり、①一般国営企業→主管機構(→主管部門・財政部)・取引銀行(中国人民銀行もしくは中国建設銀行)・省級統計部門、②中央政府直属国営企業→主管部門・財政部・国家統計局・取引銀行(中国人民銀行もしくは中国建設銀行)・所在する省級統計部門という流れが基本となるとともに、①のうち「省(直轄市)財政機関の監督のもとに国庫に上納する企業は省(直轄市)の財政機関にも一部送る」としている(第19条)。つまり大行政区ごとに管轄されていた国営企業は中央政府各主管部門直属国営企業と省級国営企業に分化し、より重層的な管理を受けることになった。かつ国営企業の対行政・金融機関などとの報表の受け渡しは、より直接的なものとなった。つまり企業の作成する会計報表は、企業主管部門のほか、これに対応する財政部門、統計部門、金融機関にも送付された。しかし対応する計画部門との間では、直接的なやりとりはなされなかったことになる。

表2 国営工業企業財務諸表(1953年より適用)

会工 01	資産負債表	月季年	会工 12	生産費用表
会工 02	固定資産及折旧準備増減表	年	会工 13	成本計算表(依産品分類)
会工 03	解繳基本折旧基金明細表	季	会工 14	成本計算表(依成本項目分類)
会工 04	解繳固定資産変価収入明細表	年	会工 15	主要商品産品単位成本分析表
会工 05	政府資金増減表	季年	会工 16	企業管理費及車間経費明細表
会工 06	国庫撥款及特種基金増減表	年	会工 17	流動資金運用情况分析表
会工 07	銷售利潤(虧損)表	月季年	会工 18	已完投資明細表
会工 08	損益表	月季年	会工 19	未完投資明細表
会工 09	解繳利潤明細表	季	会工 20	未完投資増減表
会工 10	撥入彌補虧損明細表	季	会工 21	基本建設工程成本報告表
会工 11	企業奨励基金計算表	年	会工 22	撥入資金増減表

月=月報, 季=季報, 年=年報。

出所: 中央人民政府財政部「制定国営企業統一會計科目及會計報表格式」(1952年6月)。

1955年の改革は、行財政体制の整備に対応した制度改革であった。すなわちまず51年には中央、大行政区、省・直轄市の3つのレベルに財政権限が置かれ、税源を区分して財政収入を分担する「統一領導・分級負責」制度のもと、公的企業よりの財政収入は各企業の帰属する行政のレベルで徴収されることになった（政務院「關於一九五一年度財政收支系統画分的決定」）。ついで1952年8月には、中財委より国家統計局が分離し、薛暮橋が初代局長となり、人民共和国初のマクロ経済統計として、同年10月には工農業総生産額および労働就業の調査が取り組まれることになった（中財委「工農業生産総値及労働就業調査方案」）。そして52年11月には国家計画委員会（高崗主席）が新設され、以後、財政経済委員会の系統に取って代わる形で地方レベルにも計画委員会が設けられた。さらに1953年には抗日戦争・国共内戦期より引き継いだ大行政区制度が改められ、行財政機能は中央政府一省一県の3段階に再編されることになり、県レベルにいたる「画分収支、分級管理」（財政事務分担にもとづく分級管理）の税財政管理体制が形成された（田島，1994，同，2000）。

会計報表の受け取り手がまずもって企業を直接管理・監督する主管機構であったのと同様に、国家統計局の場合も各企業を直接管理監督するところの「專業総管理局，專業公司および地方政府の各部対応機関」の統計部門の強化を通じ、末端企業に対する統計報表制度の徹底および統一をはかった（Li, 1962（日本語版），p.21-22）。この場合、統計部門はマクロ・セミマクロな統計数字の作成をレゾンデートルとし、他方で企業主管部門の場合には傘下企業の管理こそ基本的な任務である<sup>3)</sup>。したがって統計報表を義務づけられる企業にとっては、後者との関係は利害関係に直接関わるのに対し、前者の統計部門との関係はより間接的である。加えて設立されたばかりの国家統計局およびその系統は、いまだ十分な威信を持たず、また末端にいたるまでのネットワークの形成は、漸次的たらざるをえなかった。

こうした状況を踏まえて導入された統計報表の管理システムは、ソ連で行われていた「双軌」制と呼ばれるやり方であった。すなわち国営・公営企業に対しては2通の統計報表の作成が義務づけられ、1通は所属する主管部門、もう1通はそれと同級の地方統計機関に提出される。後者は省統計局で集約・チェックされた後に、総合統計報表として国家統計局に上げられる（Li, 1962（日本語版），pp.36,37）。具体的には、当初は主管部門を通じて統計報表を統計部門に提出していたが、1954年以降は対応する地方政府の計画・統

3) たとえば1954年2月に開催された第三回全国統計工作会議では、統計業務は国家計画に貢献することを目的とするが、その場合の主たる任務は資料の提供にあるのか検査監督にあるのかという問題が国家計画委員会副主席によって提起され、前者を第一とし、検査監督は統計にもとづいて行われるものの、資料の提供こそ統計の第一の任務であることが確認された（張，1992，p.18）。

計部門（これらが成立していない場合は地方党委員会）に対しても直接統計報表を提出する方式に改められ（国家統計局「關於国营工業企業向專，県統計部門報送統計資料的規定」1954年4月，同「關於各省市（包括直轄市）統計局（処）与国营企業，建設單位統計工作關係的幾項具体規定」同年7月），統計報表制度における統計局系統のプライオリティーが確認された。同時に企業等に割り当てられる各種の專業統計報表に関しても，国家統計局もしくは地方統計局による許認可を必要とすることが確認された。ただし国家統計局系統が全国統一で下達する定期報表の場合も，対応する統計局系統から直接配布されるのではなく，国营企業を主管する行政部門を通じた配布が原則とされるなど，統計部門と主管部門の關係は，いまだに微妙であった。ちなみに1954年2月に開催された第三回全国統計工作會議では，マスコミや主管部門系統による統計数字の公表に枠をはめるべく，統計局系統の同意を条件とするなど，統計情報の公開は規制されることになった（張，1992，p.18）。

微妙であるのは統計部門対主管部門のみならず，対計画部門との關係も同様である。1954年2月の第3回全国統計工作會議を受け，計画部門に対する基本統計の提供は国家統計局の任務となったが，この段階においても計画部門にとっては，統計部門から数字が上がってくるのを待つよりは，各主管部門を経由してデータを得る方がずっと早かったという（Li, 1962（日本語版），p.53）。

ただし1954年を期して中国の統計制度は，企業主管部門から上げられる業務統計に依拠するものから，統計系統の統一フォーマットによる統計報表に依拠するものに移行したといえる。そして1953年実績を対象とする統計報表（年報）を積み上げ集計して得られた全国統計が，国家統計局の名で「1953年の經濟發展と国家計画の執行結果にかんする公報」と題して54年9月に公表された。

そしてこの時期，国家統計局の上に立つ国家計画委員会は，計画業務と統計業務の不接合の状況を是正すべく，1954年8月に次のように通達している（国家計画委員会「關於計画工作与統計工作中若干問題的統一規定」）。

- ①各級計画委員会および業務主管機關が計画の策定および計画執行に対するチェックを円滑に行えるよう，統計系統は質の高い，また科学的に加工された各種の基本統計資料を可及的速やかに提供しなければならない。
- ②計画および統計の指標は，比較が可能ないように定義，計算方法，分類が一致しなければならない。
- ③統計報告，集計報告で用いられる単位は，計画で用いられる単位と一致しなければならない。
- ④計画とその執行状況をきちんとチェックする前提として，計画部門は正確な計画数字を統計部門に提供しなければならない。

計画委員会系統との統計の接合のみならず、企業主管部門の統計報表、さらには財政系統で定める会計報表との接合も、すでに大きな問題であった。1955年の第4回全国統計工作会議において薛暮橋国家統計局局長は、これらの接合は1-2年では済みそうもないとの見通しを述べたが、翌56年の全国統計工作会議で採択された「1956-1957年の全国統計工作要綱」では、(1)56年中に財政部および国家統計局で出されている報表制度に関する規則を統一し、(2)57年末までに企業および企業主管部門の業務報告の計算方法を財政部および国家統計局の方法に統一する、(3)56年以降、工業、基本建設、商業、交通の分野で、統計報表、予算決算および会計報表の統一を図る、としている。

以上から明らかなように、企業から上げられる統計報表は統計部門によるチェックと加工を経た後に計画部門に上げることが制度的前提になっており、末端レベルの企業と計画部門の関係は、したがってあくまで間接的である。そして中央・地方レベルの経済計画は、統計部門を通じておりてくるわけではなく、基本的には計画単列、すなわち計画の直接的な対象たる主管部門や地方政府を通じて各所属企業・事業におりてくることになる。

前後して1953年6月30日を期し、第一回人口センサスが行われ、戸籍制度をはじめとする各種制度の整備がすすみ（《当代中国》叢書編集部編，1989，pp.484-488），公有セクター以外にも計画経済の枠組みが及び始めた。報表制度が適用される範囲は拡大し、また報表による把握が困難な個別農家の家計を対象とするサンプル調査が1955年春に行われ、さらに56年には主要工業都市の公営工業企業雇用者家計を手始めに、都市家計を対象とするサンプル調査も始まっている<sup>4)</sup>。

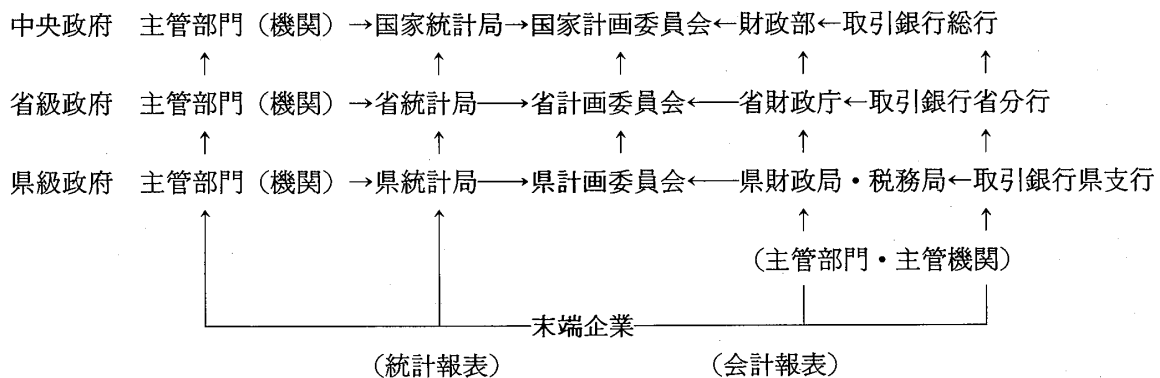
基本的な統計制度ができると、次なる課題はこれらを加工し、経済バランス表を作成することであった。とりわけ第一次5ヶ年計画（1953-57年）の下、経済バランス状況の把握は焦眉の急のテーマであった。

工農業総生産額に続き、1954年には各主管部門の業務統計を利用し、生産、分配、再分配、最終支出にいたる52・53年の国民所得が推計された<sup>5)</sup>。引き続き56年までに52年から55年にいたる国民所得表の時系列推計が行われ、さらにこの基礎の上に総合国民経済バランス表を策定すべく、統計手法の移転を目指し、56年6月には旧ソ連に国家統計局の代表団が派遣されている。そして57年には「社会的生産物生産、蓄積、消費バランス表」、「国民所得生産、再生産バランス表」、「国民経済部門連関表」が推計され、さらに58年上半期にかけ、省級行政区においても同様の推計が試みられており、一部では農産物バランス表、固定資産バランス表、および労働力バランス表が作成された。

4) 本稿では報表制度をテーマとしており、センサス調査、サンプル調査に言及する余裕はないが、これらについては（《当代中国》叢書編集部，1989，pp.543-574,484-488を参照。

5) 以下の経済バランス統計に関する説明は、《当代中国》叢書編集部編，1989，第15章にもとづく。

図2 報表制度のフローチャート



出所：筆者作成。

50年代後半に形成された中国の報表制度をモデル化して図示すると、図2のようになる。県級行政組織の整備と同級地方国営企業の発展は、実際には後の段階ということになるが、今日まで続く報表制度は、行政および計画経済システムの形成と表裏の関係にある。

## 2. 地方分権化と大躍進政策

1958年以降における統計制度の混乱については、大躍進政策にその原因を求めるのが一般的である。しかしこの方面の先行研究である Li, 1962 の場合、57年から実施された経済システム全般の地方分権化こそが、大躍進期における経済実績の水増しと統計システムの崩壊をもたらした前提条件であるとする(同、第7章)。

1956年、第1次5カ年計画の完遂を前に、毛沢東は各政府部門の活動をレビューする形で建国以来の経済建設の問題点を総括し、「十大関係を論ずる」と題して集権的な経済運営、不均等な経済発展戦略に対する修正を提起した<sup>6)</sup>。これを受けて同年9月の中共第8回党大会では、重工業優先の拠点開発方式を緩和する形で第2次5カ年計画案が建議され、ついで57年には陳雲のヘゲモニーのもと、工業、商業および財政管理体制の分権化が打ち出され(中央経済五人小組「關於在若干工作中画分中央和地方管理權限的問題的意見(草稿)」1957年7月)、中央企業(國務院各主管部門によって管轄された企業)が大幅に地方に移管されるなど、地方・企業への自主権拡大がはかられた。さらに58年になると毛沢東は「工作方法60条(草案)」(1958年2月)を提起し、計画目標の二本立て化(最大限目標と最低限目標、全国計画と地方計画)を要求するとともに、大衆運動によるその完遂を呼

6) 企業経営に関しては「上級国家機関による企業統治が行き過ぎており、計画管理、財務管理、幹部管理、生産財管理および福利施設等の負担が多すぎ、他方で企業に対する企業管理層の権限が小さすぎ、とりわけ生産、調達、販売にかかわる権限がきわめて少なく、企業および従業員のやる気をそいだ」とされる(《当代中国》的叢書編輯部編、1984、p.52)。

びかけ、これを受けて中共中央は一連の地方工業化措置を打ち出す（中共中央「關於在發展中央工業和發展地方工業同時並舉の方針下有關協作和平衡的幾項規定」，同「關於發展地方工業問題的意見」いずれも1958年4月）。

前後して1957年の冬以降、全国農村において農地基盤整備の大衆運動が組織され、中国は「大躍進」の局面に入る。そして58年に入ると、従来の高級農業合作社と行政組織である郷を統合する形で人民公社が作られ、「政社合一」にして「工農商学兵」にかかわる経済社会機能を有する組織として編成された。統計の分野でも大躍進が呼びかけられ、とりわけ経済分野における大躍進のテンポにあわせた進捗統計の作成、大衆参加による統計活動が打ち出された（「不断革命，不断前進」『統計工作』1958年第19期社論）。

経済の分権化と大躍進政策の結果、中国経済は大きくバランスを失い、とりわけ農産物需給の逼迫は深刻となり、都市労働力、工業労働力の強制的な帰農が60年代初頭にかけて取り込まれるなど、急速に調整政策へ移行せざるをえなくなった。

1960年以降の経済調整政策の下、統計報表についても簡素化の方向が打ち出された（中共中央「反对官僚主義」1960年3月）。国家統計局の方針は、各主管部門が管轄する「專業統計報表」を統計系統で管理することにより、統計報表全体の数を規制しようというものであったが、そのためには自らが直接管理する「基本統計報表」をも率先垂範し削減せざるをえなかった（王一夫，1986，pp.151-158）。ちなみに1964年段階で国务院の各主管部門が国家統計局に対し承認申請した統計報表は3977件（定期報表2034，年報1943），その他に臨時の調査票が621件あり、これに対して国家統計局がみずから作成し下達した報表は333件（定期報表135，年報198）であったという（同，p.155）。

この時期の統計制度の問題点は、農業・農村統計に集中的に示された。発足したばかりの農村人民公社に対しても報表制度は適用され、文字通り大衆を動員して統計要員とし、またデータの収集を行わざるをえず、マクロなバランス失調の1つの大きな要因となった。結果として報表制度とは別個に、抽出調査の形で農家家計調査と農産物生産量調査を設計し実態把握を強化する方針が出され、前者については統計系統から調査員を実査に派遣し（国家統計局「1962年農村人民公社社員戸収支調査試行方案」1962年3月）、後者については国家統計局直属の現業部門として新たに定員枠を設け、実施することになった（国家統計局「關於全国農産量調査隊幹部配備的意見」1962年11月）。定員削減を至上命令とする当時においては異例の事態であったが、報表制度によるバイアスをチェックする機能をサンプル調査に求め、かつ統計局系統に実査を担当する現業部門を設けたという意味で、さらに国民経済に大きな比重を占める農業・農村に対しても統計系統自身による足がかりを作ったという意味で、画期的な事態であった。

報表制度に対する批判は、報表への記入のみならず産業分類や生産物の数量把握の前提

となる「産品目録」や、不変価格表示のための価格一覧表の作成・利用が、企業および統計部門の双方にとって負担であったことなどにも求められる。国営企業の地方移管は、管轄する地方政府各部門にとっても、大きな負担であった。さらにいえば、コストをかけて作成しても、集計された結果表には誤差も多く、したがって実用性に乏しかった。こうして1965年には工業統計報表制度の大幅な簡素化が打ち出され、他の調査で代替されるもの、現在のデータもしくは主管部門の数字で代替できるもの、数年に1度調査すれば済むものについては年報を削減するなどの方針が示された（国家統計局「1965年工業年報和1966年工業定期報表改革説明」1965年10月）。同様な方針は「物資供給統計報表」「商業定期報表」「農村報表」についても打ち出された（張，1992，pp.122-124）。

既述のように1954年以降、国家統計局によりマクロな統計数字が公表されるようになり、60年までは「国民経済計画執行結果」もしくは「国民経済の発展状況についての公報」という形で、前年経済実績の公表が行われた。さらに第1次5カ年計画の実績や、共和国10周年を記念する統計集が公刊（国家統計局編，1959『偉大的十年』人民出版社）され、地方レベルでも同様のことが行われたが、「多くのデータは不正確で、少なからぬ消極的作用」があったという（王一夫，1986，p.118）。

1960年以降、中国はこうしたマクロ経済統計の公表をやめ、これに66年以降の「無産階級文化大革命」による混乱が加わった。統計数字の公表が再開されるのは、1979年6月のことであった（国家統計局「關於1978国民経済計画執行結果的公報」1979年6月）。

### 3. 文革期の混乱

文化大革命期間中の統計制度については、まとまった記述に乏しい。国家統計局は1969年12月の段階で多くの職員が湖北省襄樊の「五七幹部学校」に「下放」したため、実質的に消滅した<sup>7)</sup>。しかし国家計画の主体である国家計画委員会は、国防三線建設の担い手として形を変えて存続しており（呉，2002），後に国家統計局が再建されるにあたり、当初は同委員会の1部局として発足している（国家統計局としての正式の再建は78年3月）。統計制度については70年初頭の状況として、「全国的な制度は未回復なものの、一部の主管部門・地域、とりわけ企業・事業組織では統計調査制度が引き続き実施されており」「1969年の国民経済計画執行状況は、主要には一部の部門、一部地域の統計数字によって大まかに評価した」とされる（張，1992，p.127）。そして70年4月に当時の周恩来総理が統計工作の必要性を指示したのを受け、国家計画委員会は報表制度の再建を通知し、以後

7) 張，1992，p.127。「五七幹部学校」とは66年5月7日に毛沢東が発した指示にちなみ、70年前後に全国に設けられた行政幹部・研究者の再教育を担う農場を指す。

全国的に各分野の報表が復活する<sup>8)</sup>。1971年に始まる第4次5カ年計画の策定に備えたものであるが、この時期以降、地方レベルの統計機構も徐々に再建され、企業秩序の回復と相まって、統計システムはようやく機能を再開する。74年には国家計画委員会に電算機が導入され、県レベルの農業統計・生産統計の組み換え集計が行われるとともに、中国科学院応用数学研究所との共同のもと、61品目よりなる73年投入産出表が作成され、さらに5000企業に及ぶ大型企業の統計カードが処理されるなど、威力を発揮した(張, 1992, p.135)。再建された統計報表制度は、75年の段階で農業年報14(71年は8)、工業交通統計年報20(同5)、基本建設投資統計年報6(同2)、商業統計年報7(同2)、労働工資統計年報7(同3)、物資統計年報3(同0)、その他10を数えた(張, 1992, pp.136-137)。また76年を目標とし、統計局と30の重点鉄鋼企業、80の直轄炭坑、および28省級行政区との間にオンライン・ネットワークが形成された(同上)。

ちなみに1976年12月の段階で、県以上の統計システムの担当職員は全国で約7000人、県の数は全国で約2000県であり<sup>9)</sup>、中央、省および地区レベルの組織も考えるならば、1県あたりせいぜい2-3人という数字になる。そして76年の統計年報から「物資平衡表」の作成が試行され、それにともなって工業企業基本統計報表の調整が行われた。さらに76年末より、天津、河北、山西を皮切りに、省級行政区においても電算機による統計報表の集計が始まった。

文化大革命期の計画制度は、以上にみたような大躍進期から文革期にかけての経済・社会的混乱と統計制度の崩壊により、物財バランスの面では部分的な役割にとどまったと考えられる。とりわけ国営企業の地方移管にともない、物資(生産財・資本財)の生産と分配は70年以降、「地区平衡、差額調撥、品種調剤、保証上繳」(地域内バランス、過不足の調整、品目の調整、上納分の確保)を基本とする地方分権的な規制に移行し、中央政府(国家計画委員会および中央政府主管部門)による直接統制品目は合計579から217に減少している(《当代中国》叢書編集部, 1984, p.141, 同, 1993, p.36)。

一方、60年代から70年代にかけての会計報表制度についても、断片的な情報からその実態を垣間見ることができる。

まず大躍進期の分権化政策から調整政策に転換したことを受け、1961年には14種類の報表よりなる新たな会計制度が打ち出されている(国務院「關於試行『国営企業会計核算工作規程(草案)』的通知」1961年11月)。その特徴は、54年の枠組みを基本的に維持しつつ、

8) 正式には71年9月に33の調査票からなる「国民経済基本統計報表制度」が国家計画委員会から通達され(71年年報が23票、72年よりの月報・季報が10票)、正式に基本統計報表制度が回復したとされる(張, 1992, p.130)。

9) 以下の記述は張, 1992, p.139による。



会計規則の制定権限を再び財政部に集中し、大躍進期に弛緩した会計秩序の回復を目指した点にある(謝少敏, 1997, p.47). ただし企業から上げられた会計報表は「各級の企業管理機関が集計し」、管理機関の首長および財務会計部門の責任者がこれをチェックし、承認する(第29条)としているなど、企業主管部門が企業の財務を第一義的に管理する体制は、基本的に維持されている。ついで1965年7月には、記帳方法の簡易化を目指し、新たな企業会計原則が財政部より通達された(財政部「關於印發『企業会計工作改革綱要(試行草案)』的通知」1965年7月)。これを受けて同年秋には各種の会計規則草案が発表されたが、翌年から始まる文化大革命の影響により、これらは草案にとどまるとされる(謝少敏, 1997, p.50).

1967年12月、中央企業(中央政府主管部門に直屬する工業交通、建設、金融流通、文教衛生の各国营企業)に対し派遣されていた「財政駐廠員」の制度が廃止されることになった(財政部「關於撤銷財政駐廠員有關問題的通知」1966年12月)。これは大躍進による混乱を收拾すべく、62年に導入された一種の直接的なモニタリング制度で、財政部門より会計経験者が各中央企業に派遣され、経営の改善と財政規律の回復、国家財政収入の確保に資することが目指されていた。文革期の混乱、および行政簡素化と地方・企業分権化の趨勢の前に、この制度も維持できなくなり、もしくは実質的に意味をなさなくなったため、廃止にいたったと考えられる。

1973年12月、文革下で生じた企業会計規律の低下を前に、財政部は会計報表を簡素化する形で国营企業会計規則の改革を通達する(謝少敏, 1997, p.56)。そこでは勘定科目の制定について、国营工業企業の場合は中央政府財政部が担当するものの、省級財政部門もしくは中央政府主管部門は実情に即してこれを簡素化もしくは補充できるとし、その他の国营企業については省級財政部門もしくは中央政府主管部門が制定するとしている(財政部「關於印發『国营企業会計工作規則(試行草案)』的通知」1973年12月)。また、企業は従業員に対して財務および生産費にかかわる計画の達成状況を報告すること、企業主管部門および財政部門は企業の提出した会計報表を審査し、順次集計し上に上げるとともに、年報についてはすみやかにコメントを付して評価しなければならない(「批復」)としている(同)。

ちなみに1978年に出された工業会計の教科書では、この段階で国营工業企業に適用される会計報表を以下の7種としている。出所では会計報表の用途として、第1に企業構成員による経営管理、第2に企業主管部門によるモニタリング、第3位に財政部門、銀行によるモニタリングを挙げている(厦門大学経済系財務会

表3 文革期の工業会計報表

資金平衡表	月報
流動資金周転率計算表	季報
国家資金表	年報
専用基金表	年報
商品産品成本表	月報
主要産品単位成本表	季報
利潤表	月報

厦門大学経済系財務会計教研室編, 1978, 『工業会計』中国財政経済出版社, p.369.

計教研室, 1978, p.368).

### III. 移行経済下の報表制度

#### 1. 報表制度の回復・修正

70年代末から80年代にかけての転換は、まずもって経済秩序の回復であり、文革期に地方に移管された国営企業の中央企業化や、生産財に対する国家計画委員会や各企業主管部門による配給規制の強化が行われた。中央企業の数はいくつかの調査によれば1978年の1260から81年には2681に(《当代中国》叢書編集部, 1984, p.160), 「統管物資」(国家計画委員会管轄下の生産財), 「部管物資」(主管部門管轄下の生産財) の数は、それぞれ1975年の52, 565から81年には256, 581へと増大している(《当代中国》叢書編集部, 1985, p.291)。経済バランスの回復が訴えられる状況の下、79年3月には、陳先・国家統計局局長が全国統計局長会議の場で、統計部門においても作表のみならず統計分析を行う必要があること、とりわけ計画の執行状況と経済バランスの状況をきちんと示すこと、計画部門、統計部門、会計部門のそれぞれの指標をすりあわせ、「標準化、系列化、通用化」をはかること、さらには報表に頼る方式から多様な手法の採用により統計システムのモデルチェンジをはかること、などを提起している(張, 1992, p.148)。また1980年2月には、統計部門における重点施策として、国民経済総合バランス統計、とりわけ国民所得統計の充実が打ち出され、さらに山西省を指定する形で地域産業連関表の作成が試行されることになった(国家統計局「1980年全国統計工作要点」1980年3月, 《当代中国》叢書編集部, 1989, p.270)。また翌年には国民所得統計、投入産出統計のほか、総合財政統計、国富統計、国際収支統計の取り組みが始まっている(国家統計局「1981年全国統計工作要点」1981年2月)。

ちなみに80年末の段階でチベットを除く省級行政区で統計局が再建され、県級統計機構の職員は1万6000人に達したという(《当代中国》叢書編集部, 1989, p.92)。

1981年6月、国家計画委員会、財政部および国家統計局は、国民経済の総合バランスに資するべく、各級主管部門が集計・作成した予算会計報表を同級の財政部門に送るに際し、同級の統計部門にも一部送ることで合意し、その旨全国に通知した(「關於向統計部門抄送年度會計報表的通知」)。これにともなって中央企業も所在地の省級統計部門に対して会計報表のコピーを送ることになり、統計系統によるマクロ・セミマクロのレベルにおける資金バランス表の作成に道が開かれた。

続いて1983年4月、経済改革の進展とともに顕著に増大した予算外資金の実態を把握

すべく、国務院は国家計画委員会、財政部、中国人民銀行、国家統計局による連名の「総合財政信貸計画」に関する報告を承認し、国家計画委員会をトップに、予算外資金の調査を踏まえた総合財政金融計画を1983年より策定することとした（張，1992，p.173）。

1983年11月、国務院は国民所得ならびに工業純生産額（「工業淨産値」）統計を重視し、実績評価の基準とすることに同意し、これらの作成を省級行政区あてに通達した（国家計画委員会、国家経済委員会、財政部、国家統計局「關於加強国民收入計画統計工作的報告」）。また同月、国家計画委員会、国家物資局、国家統計局は非「統配」物資を含む総合物資計画の策定に合意している（張，1992，p.177）。

こうした取り組みの結果、各省レベルにおいて「社会産品バランス表」「総合エネルギーバランス表」「商品資源および購買力バランス表」「主要消費品バランス表」が作成され、また全国および一部省ベースで「投入産出表」「国富バランス表」「サービス部門財産占有および収支バランス表」「生産手段資源および使用バランス表」「総合財政バランス表」「人口バランス表」「都市農村労働力資源およびバランス表」が作成されるようになった（《当代中国》叢書編輯部，1989，p.273）。これらのバランス表の作成は、すでにみたように50年代末から60年代にかけて一部の項目については行われたが、文革による混乱、統計制度の解体により長らく中断していた。逆にいえば中国の場合、80年代半ばにいたるまで、かかる統計的な裏付けが希薄なままに、各種の経済計画が策定され、一部は指令性指標として各級行政部門、企業、事業部門におろされてきたことになる。

1982年8月、『中国統計年鑑1981』（国家統計局編，中国統計出版社）が刊行され、以後82年版を除き、毎年定期的に出版されている。また86年版以降はそれまでのA5版からB5版，2000年版以降はA4版となり，98年版以降はCD版もつくようになった。さらに省級行政区，地方都市，県レベルの統計年鑑も刊行されるようになり，現在では広く社会的に統計が公開・利用される時代になっている。

1983年12月，全人代常務委員会において「中華人民共和國統計法」が採択された。ここでは統計分野の基本的な任務として「国民経済および社会発展状況について統計調査，統計分析をおこない，統計資料を提供し，統計にもとづいて監督」することを挙げ（第2条），「国家機関，社会团体，企業事業組織および個人経営の商工業者，さらに中国国内の独資，合弁および合作企業事業組織」は統計資料を偽りなく提供しなければならない（第3条），としている。そして統計調査を①「国家統計調査項目」，②「部門統計調査項目」，③「地方統計調査項目」に区分し，①については国家統計局，もしくは同局が国務院関係部門と共同で，②は中央・地方の主管部門が，③は県級以上の地方政府統計部門，もしくは同部門と関係部門が共同で作成し，実施にあたりそれぞれ国務院もしくは対応する地方政府の承認を求めるとしている（第8条）。ここでは合弁・合作企業も統計調査の対象と

なっている点に留意すべきであろう。

80年代前半には、文革期の地方分権政策の下に分散した産業組織の集約化をはかるべく、「横向聯合」という形で地域もしくは主管部門を越えた企業集団化が政策的に追求された。これは1964年に採られた「トラスト」政策に続き、分級管理体制下に形成された企業隸属関係を再編しようとする試みで、その場合にはただちに属地的に形成された実質的な所有関係、具体的には党政関係、人事関係、計画的規制、財政的相互依存関係、さらには報表システムの再編が問題にならざるをえない。こうした問題に対し、1984年5月に国家計画委員会と国家統計局は通達を発し（「關於跨地区跨部門經濟聯合中工業企業計劃統計方法暫行規定」）、垂直的な提携関係と水平的な経営統合に分けて計画および統計系統における処理方を提示している<sup>10)</sup>。

1984年12月には陳先・国家計画委員会副主任を組長とし、朱鎔基（国家經濟委員会）、田一農（財政部）、邱晴（中国人民銀行）、張塞（国家統計局）、戴荷生（国家標準局）を副組長とする「國民經濟統一核算領導小組」が國務院に成立、西側のSNA体系との接合、マクロ・ミクロ両面にわたる正確な実態把握、計画、統計、会計、日常業務の各分野にわたる数字の統一、および情報システム化を目標に掲げ、5年を目途にこれを実現するとした（張、1992、p.189）。

また1986年には馬洪（國務院發展研究中心顧問）に対する趙紫陽総理（当時）の指示という形で、87年産業連関表を全国および省級行政区で作成する方針が提起され、これを受けて翌年3月には、馬洪を組長とし国家統計局を事務局とする國務院レベルの取り組みがはじまり、87年表を手始めに、5年に1度、投入産出表を作成することになった（國務院弁公室「關於進行全國投入産出調查的通知」1987年3月、張、1992、pp.208,215）。

一方、会計報表制度は文革期においても制度の簡素化をともしつつ存続していた。そして經濟調整・經濟改革のもと、經濟活性化のための利潤留保制度の拡大、投資資金・流動資金の有償利用化、さらに減価償却の制度化といった一連の改革措置を受け（國務院「關於按照五個改革管理体制文件組織試点的通知」1979年7月）、財政部は1980年9月の段階で国营工業企業を対象とする新たな会計勘定・会計報表制度を制定し、81年1月1日を期して実施した（楊、p.81）。ここでは新たな内容として、資金利用制度改革にともなう流動資産の細分や利潤表における販売費用の計上、留保利潤計算表の導入、さらには生産費用表の回復などが盛り込まれた（謝少敏、1997、pp.118-119）。

10) これとはやや異なるが、石油化学工業などの多部門にわたる複合生産に従事する企業の産業分類をどうするかなどの問題も生じている（国家統計局「關於石油化工聯合企業如何划分工業部門的意見」1979年9月）。本業以外の多くの関連部門、福利厚生部門をかかえる中国企業の場合、産業割の統計把握と実態の乖離はやっかいな問題である。

1982年には、「財政駐廠員」の制度が復活した。企業自主権拡大にともなう国家財政、企業財務の混乱を收拾し、折からの経済調整政策を徹底させることに復活の目的があったと考えられる。全国約6000の中型以上の企業を主たる対象に、中央企業に対しては各主管部門・直属企業の生産管理・財務会計に通じた人員を「駐廠員」として財政部が任命・指導し、地方国营企業の場合もこれに準じるというものである（国務院「批転財政部關於在国营企業回復財政駐廠員制度的報告的通知」1982年4月）。

一方、1983年6月には、独立した会計監査の機構として「中華人民共和國審計署」が設けられ、「国務院各部および地方各級政府の財政収支、国有の財政金融機構および企業・事業組織の財政収支に対する監査・監督」（中華人民共和國憲法（1983年）第91条）を担うことになった（国家行政学院，2000，p.135）。

前出の産業組織の集中化をはかる横向き連合（地域間連合）政策（前出），エネルギー，交通インフラのための特定財源の徴収政策，1983年以降に行われた国营企業の利潤上納を納税に改める（「利改税」）改革などを受け，1985年には国营工業企業会計についての再度の改訂が行われた（財政部「關於修改重印『国营工業企業会計制度—会計科目和会計報表』的通知」1985年1月，謝少敏，pp.120-121）。ここでは計画，財務，統計の各分野における調整がうたわれ，さらに会計報表の送り先として，取引銀行，税務・財政機関，上級主管部門に各1通，その他については財政部門・企業主管部門によって具体的に決めるとしている。この段階で示された会計報表体系は表4の通り。

1985年1月，「国营企業・事業組織，国家機関，社会团体，軍隊における会計事務」の根拠となる「中華人民共和國会計法」が全人代常務委員会を通過し，5月より実施された。この法律はあくまで「国家の財政制度と財務制度を擁護し，社会主義下の公共財産を保護し，经济管理を強化し，経済効率を向上させる」ことを目的とし（第2条），直接の対象は国营セクターであった。

他方で，1980年前半より合弁企業が認可され，経営をはじめつつあった。こうした合弁企業を対象とする会計制度は83年以降試行され（財政部「印発『中外合資経営企業会計制度（試行草案）』的通知」1983年3月），85年3月には正式に制定されている（財政部「中華人民共和國中外合資経営企業会計制度」）。またこれを受けて同4月には

表4 国营工業会計報表（1985年）

会工01表	資金平衡表	月報
会工01-1表	応上交及応弥補款項情況表	月報
会工02表	利潤表	月報
会工03表	産品銷售利潤明細表	年報
会工10表	応交調節税及企業利潤計算表	年報
会工11表	商品産品成本表	月報
会工12表	主要産品单位成本表	季報
会工13表	生産費用表	月報
会工14表	車間経費及企業管理費明細表	季報
会工21表	専用基金及専用撥款表	季報
会工22表	基建借款及專項借款表	年報
会工31表	関停企業国家基金増減表	月報
会工32表	関停企業清理維護費用明細表	月報

出所：財政部「關於修改重印『国营工業企業会計制度—会計科目和会計報表』的通知」1985年1月。

表5 合併企業会計報表 (1985年)

会合工 01 表	資産負債表	月報
会合工 02 表	利潤表	月報
会合工 03 表	財務状況変動表	年報
会合工 01 表附表 1	存貨表	年報
会合工 01 表附表 2	固定資産及累計折旧表	年報
会合工 01 表附表 3	在建工程表	月報
会合工 01 表附表 4	無形資産及其他資産表	年報
会合工 01 表附表 5	外幣資金情況表	季報
会合工 02 表附表 1	利潤分配表	年報
会合工 02 表附表 2	産品生産成本及銷售成本表	年報
会合工 02 表附表 3	主要産品生産成本, 銷售收入及銷售成本表	季報
会合工 02 表附表 4	製造費用明細表	年報
会合工 02 表附表 5	銷售費用明細表	年報
会合工 02 表附表 6	管理費用明細表	年報
会合工 02 表附表 7	營業外収支明細表	年報

出所：財政部「中華人民共和国中外合資經營企業會計制度」1985年3月

会計勘定および会計報表が提示された（「中外合資工業企業会計科目和会計報表」。後者については表5を参照）。

直接投資にもとづく合併企業の場合、企業目的は当然ながら利潤追求にあるものの、80年代の中国にあっては、企業活動に対しさまざまな制約が課せられていた。たとえば1983年に制定された中華人民共和国中外合資經營企業法実施条例（国務院より公布、86年1月、87年12月に部分改正）では、合併企業の基本建設計画は企業主管部門（他に規定がない限り中国側出資者の主管部門、6条）の基本建設計画に盛り込まれ（54条）、経営計画については董事会で作成し、企業主管部門に対しても書類を上げねばならないとしている（56条）。また企業の必要とする計画配分物資（生産財）については、企業主管部門の供給計画に盛り込まれる必要があり、物資企業、商業企業などのディーラーから購入するか、もしくはメーカーから直接購入することになる（58条）。

すなわち合併企業は企業主管部門および各級計画部門から指令性の生産・経営計画を直接受けることはないが（56条）、しかし製品が計画配分物資であるか、物資部門・商業部門が取り扱う商品である場合には、これらの計画を優先し、それ以外の部分についてのみ、合併企業自身による自主販売が認められることになっていた（64条）。そして合併企業は「関係する規定にもとづき、生産、配給、販売にかかわる統計表に記入し、企業主管部門、統計部門およびその他の関係部門に書類を上げなければならない」（68条）とされ、さらに合併の出資者、所在地の税務機関、企業主管部門および同級の財政部門に会計季報および年報を送付し、また合併を認可した機構に対しても年報の写しを送らねばならないと規定された（89条）。

とりわけ外貨の利用に関しては、1983年3月に出された「利用外資統計制度暫行規定」によって厳しく規制され、84年には外資系企業の経営実績に踏み込む形で、正式に「利用外資統計制度」が規定された（《当代中国》叢書編集部，1989，p.425）。この制度については1986年1月に国務院より制度の徹底を促す通知が出され、さらに96年11月には対外経済貿易部・国家統計局の連名で改訂版が出されるなど、制度の徹底・強化が図られている。

このように合弁企業の場合、生産および経営の意思決定については自主権が基本的に認められているが、その実、原材料調達や製品販売、外貨利用の面で、各級政府の計画によって規制されざるを得ず、かつ会計報表、統計報表についても国内の国営企業と同様の義務を負っていたことになる。

すなわち1985年に制定された「中華人民共和国中外合資経営企業会計制度」のもと、合弁企業は本制度および省級財政部門または国務院の主管部門の規定にのっとり、自らの会計制度を制定できるとしているが（第4条）、会計勘定科目や報表制度が遵守すべき雛形として示されており<sup>11)</sup>、かつこれらの定期報表は合弁企業の出資者、地域の税務機関、合弁企業主管部門および同級の財政部門に送られ、年報の場合はさらに合弁を認可した機構に対しても送付されるとしている（第64条）。

主として西側企業をパートナーとする合弁企業の場合、会計規則は自ずから西側基準に準拠したものとならざるをえない。「中華人民共和国中外合資経営企業会計制度」の場合には、複式簿記にもとづく資産負債表を柱とする西側の会計原則が多く導入され、その後の国内会計制度の改革に大きな影響を与えた。

1984年以降、中国は経済変動を繰り返し、この過程で市場規制の縮小と計画メカニズムの後退、そして企業自主権のさらなる拡大という形で改革は進展する。かかる改革は企業会計制度に対しても直接的な影響を及ぼさざるをえず、経営請負制の導入にともなう財務問題の規定、リース経営の導入にともなう資産保全を目的とした財務処理規定、さらには合弁企業に対する国営企業の出資、ボーナスや福利厚生、契約雇用制と失業保険制度、リース設備の利用、技術移転、教育費付加金の賦課にかかわる会計処理規定などが相次いで出される（謝少敏，1997，pp.122-124）。そして法人税制の統一と手形決済の復活を契機に、無形資産処理方式の明確化などを盛り込む形で、財政部は1989年4月の段階で「国営工業企業会計制度」の改訂を行っている（同，pp.124-125）。

前後して1986年には、折からの中央財政の危機を前に、「財政駐廠員」のてこ入れがはかられた。これは中央企業の場合、「地方財政部門による管理監督が困難で、中央主管部

11) 商事法務研究会編，1985、『日中合弁事業 合弁企業設立と運営の実務』（（社）商事法務研究会）に報表のリストと現物が日本語訳で掲載されている。

門にとっても〈ムチが長すぎて及ばない〉状況」を改めるべく追加された制度で、中央企業の集中する18の省級行政区に2800人の定員を新たに設け、財政部の派出組織として「中央企業財政駐廠員処」を設置し、省級行政区の财政厅によって「代管」というものである（国務院「批転財政部關於派設中央企業財政駐廠員機構報告的通知」1986年8月）。人員は各地の財政・税務系統を中心に、関係部門の幹部の中から新たに選抜された。

1990年12月には100%外資を対象とする中華人民共和国外資企業法実施細則が出された。原材料、設備の購入にかかわる規制条項は除かれたものの、内国企業待遇と明記され（第44条）、中国国内での製品の販売については認可された範囲にとどまるとされた（第45条）。また「中華人民共和國統計法」および「中国利用外資統計制度」にもとづき統計報表を提出しなければならない（第49条）、財政、税務部門に年度の資産負債表および損益表を送付し、設立を認可した機構および工商行政管理部門に対しても参考として送付しなければならないと規定されるなど（第65条）、外資の活動に対する規制は残存することになった。

## 2. 1993年改革

経済改革を契機とする所有制の多様化、脱地域化の傾向、また既述の合併企業会計における西側概念の導入といった状況の変化、さらには1989年の六四事件により途絶えていたGATT加盟交渉の再開をにらみ、90年代に入ると会計勘定および会計報表制度の抜本的な見直しが不可避な状況にあった。とりわけ90年代初頭以降、「現代企業制度」という形で国有企業<sup>12)</sup>の法人化改組や株式化の課題が提起され、これらを踏まえ1993年7月には「資産＝負債＋資本」概念にもとづく新たな会計勘定・報表制度が施行された。

一方、統計報表制度の場合も、1980年代半ば以降、既述のように旧ソ連流のMPS方式による国民所得勘定から西側のSNA方式にのっとった国民経済計算への移行が目指されており、前提となるミクロな報表制度の改革も不可避な状況にあった。そして「会計報表」制度の改正を機に、同年末にはこれらに見合う形で新統計報表制度が導入されている。その場合、統計報表内の「資産負債および所有者權益の指標群、さらには損益および分配の指標群の指標数値は、すべて新会計報表制度によっている」など（孫・王・李，1994，p.53）、2つの報表制度はリンケージを強めた。

新会計制度は1992年末の段階で準備され、翌年下半期より施行された。産業別の表は残されたものの、産業別・所有制別の敷居を取っ払い、資本金および資本構成を確定する

12) 1993年3月に修正された憲法において、従来の国営企業といういい方が国有企業に改められている。



など、国際会計基準との接続が念頭に置かれた。記帳制度も伝統的な増減法、収付法から複式記帳法に転換し、製造費用、期間費用の概念を取り込み、販売・在庫、および費用配分、当期の損益概念を明確にし、さらに加速度償却、貸倒引き当て金などの費目を設けている（耿・牟，1993，p.5）。そして企業は所有制の如何にかかわらず、

「投資者、債権者、関係政府部門、企業関係のその他の報表使用者に対し、定期的に財務報告をしなければならないと」されている（財政部「企業財務通則」1992年11月）。具体的な報表体系は表6の通りであり、製品別のコスト計算表や公的資金にかかわる管理会計的な報表が省略されるなど、従来の報表体系に比べ、より汎用化、一般化が目指されているといえる。

一方、中国において西側の概念にもとづく国民総生産 GNP の数字が公表されたのは、『中国統計年鑑1988』以降であり、この段階では1978年から87年にいたるマクロな GNP の数値と産業別内訳が示されている。ついで同1993年版からは国内総生産 GDP を主とする形に改められ、同年以降、国民経済計算体系への移行が始まっている。

定期統計報表レベルの改革は、新たな国家統計報表制度の導入という形で1993年の年報から始まり、94年の月報・季報の順に実施され、かつ新たな統計報表は県、地区、省の各段階ごとに国家統計局の定めたデータ処理方法、統一した集計ソフト、統一した基準にのっとって処理されることになった（国家統計局「關於布置新的国家統計報表制度的通知」1993年8月）。末端の企業、事業および行政組織におろされる統計報表制度としては、①農林牧漁業企業統計報表制度、②工業企業統計報表制度、③建築業企業統計報表制度、④交通運輸業企業統計報表制度、⑤批発零售貿易、餐飲業企業統計報表制度、⑥服務業企業統計報表制度、⑦行政事業単位統計報表制度、⑧固定資産投資統計報表制度の8種類あり、特定分野別の7つの報表制度と、固定資本投資にかかわる共通表で構成された。このうち工業関係の統計報表制度は、企業基層統計報表24（年報15，定期報表9），これらを集計して得られる総合統計報表21（年報16，定期報表5）からなる（孫・王・李，1994，p.50,）。定期統計報表は全国共通であり、各種の総合統計年報したがって統計報表の内容は、県、地区級市、省、中央の各レベルごとに刊行される統計年鑑に基本的に示されている。

ただし経済改革の結果として、私営・自営の零細かつ分散した経済主体が簇生し、これらに対して統計報表の記帳を強制することは、現実問題として不可能であった。このため

表6 工業企業会計報表（93年より適用）

編号	会計報表名称	編報期
会工 01 表	資産負債表	月報
会工 02 表	損益表	月報
会工 03 表	財務状況変動表	年報
会工 02 表附表 1	利潤分配表	年報
会工 02 表附表 2	主管業務収支明細表	年報

財政部「工業企業会計制度」（92年12月31日公布，93年7月1日施行）。

1993年の制度改革では、こうした経済主体に対しては定期的なセンサス調査を基礎にサンプル調査を実施し、さらに重点調査を組み合わせ、推計するとした（国家統計局「關於統計報表制度修改情況」1993年12月）。

### 3. 分税制にともなう時系列的断絶

会計・統計報表体系の改革は、企業改革、統計改革のみならず、財政金融改革、とりわけ1994年に実施することになる税財政改革をも視野に入れたものであった。

すなわち財政規模の相対的縮小、とりわけ中央政府財政の逼迫に悩む中央政府は、抜本的な税財政改革として、従来の売上げ税（銷售税）、すなわち産品税、營業税、付加価値税に代わる新たなGNP型付加価値税（増値税）の導入と、国税徴収システムの創設を中心とする税財政改革（分税制改革と呼ばれる）を1993年秋に打ち出し、94年より実施した。従来の徴税機構を国税系統と地方税系統に組織的に分離し、税率17%の付加価値税を新設し、奢侈品にかかる物品税（消費税）とともに国税とし、前者を分与税（国75%、地方25%）とする一方、関税を除くその他の税を地方税とし、それぞれ国税系統、地方税系統で別個に徴収することとした。中央政府財政の再建を果たすこと、政府間財政関係の再編を通じ財政規律の確立を目指すことが、制度改革の基本的な目標であった（田島、1994）。

分税制改革によってただちに問題となったのは、生産額・販売額、中間投入の関係、したがって製品価格と付加価値税の関係である。分税制改革の結果、企業が実際に納入する付加価値税は、製品単価に17%を乗じた額（「銷項」）と呼ばれる）ではなく、インボイスに記載されたところの中間投入に課せられる17%の税（「進項」と呼ばれる）を差し引いた額、つまり $[\text{生産額} \cdot \text{販売額} - \text{中間投入}] \times 17\%$ となった。

そもそも国民所得概念からいえば、間接税は政府所得であり、企業会計上すべての売上げ税（「銷售税」）は一種の預かり金として処理されることになる。そして中国で新たに導入された付加価値税はGNP型付加価値税であるが故に、実際の担税額を導出するにあたり、生産額・販売額のみならず中間投入についても、付加価値税を含まない概念とならざるをえない。

一方、分税制以前の中国においては、商品の流通にかかる銷售税は企業の売りに上げに含まれる内税と理解され、このため銷售税を含むものが販売価格であり、生産価格であり、中間投入の額であると歴史的に観念されてきた。したがって会計報表・統計報表における販売収入（「銷售収入」）、生産額（「総産値」）および中間投入には、歴史的に銷售税が含まれてきた（たとえば財政部「企業会計準則」1992年11月）。国民所得概念との齟齬は、マク

口、セミマクロの集計段階における操作によって処理されてきたことになる。

分税制の導入にあたり、中国の財政当局は、付加価値税（「銷項」、「進項」）については販売額・生産額、中間投入には含めないとしたものの、その他の間接税については引き続き販売額・生産額、中間投入に含めるという妥協的な措置を採った（中華人民共和国増値税暫行条例実施細則第14、25条）。

ここで分税制以前と以後の生産方式、製品市場価格、製品あたり担税額を不変、中間投入をとりあえずゼロとすれば、1994年の新定義による販売額・生産額は、単純計算で1993年に比べ、付加価値税「銷項」を除いた分  $[1 - (100/117) \div 14.5\%]$ 、減少することになる。実際には中間投入があり、かつ税体系の変更にとともなる中間投入額、製品の税込み販売価格の変化、したがって生産に対する影響は不可避であり、事態は単純ではない。しかし93年以前と分税制が導入された94年以降では、会計概念上の変更がみられ、この段階で販売額・生産額の数字が連続しなくなることは明らかであろう<sup>13)</sup>。

こうした財政部門の対応に対し、統計部門は統計の連続性を保つ立場から別の判断をした。すなわち「統計資料の歴史的比較可能性を保証すべく」、統計概念としての工業総生産額（「工業総産値」）、工業販売額（「工業銷售産値」）、それに工業総産出（「工業総産出」）については、付加価値税「銷項」を含む価格を適用することにした（国家統計局「關於実行増値税後有關指標統計處理暫行規定」1994年2月）。また工業付加価値（「工業增加值」）についてもこれに合わせ、かつ中間投入には付加価値税「進項」を含むこととした。ただし現場での混乱を回避すべく、「財務資料の収集に便利なように、財務統計は一律に財務会計報表の規定するマニュアルにのっとって数字を記入し、（企業レベルでは）調整を加えることはせず」（カッコ内は引用者）、統計部門が同級の財政部門から付加価値税にかかわるデータを提供してもらい、集計表である総合報表の作成時に調整するとした<sup>14)</sup>。これを受け、1994年の統計年報にもとづいて編集された『中国統計年鑑1995』では、「利潤・税金総額」には付加価値税を含む数字を掲載し、かつその旨明記した（同、p.390）。

付加価値税の扱いとは対照的に、同時に設けられた間接税である消費税や営業税につい

13) たとえば南・本台、1999では天津市、武漢市などのマイクロデータにもとづき地域ごとに生産要素の生産弾力性を推計し、分配構造との対比で1994年に至る要素分配率の推移を検討している。会計報表によっているのであれば統計的断絶の有無について論じられてしかるべきであろう。また中兼、1999においても85年、95年の第3回工業センサスにもとづきマクロな分配率（賃金総額/付加価値）および利税比率（〔利潤+税〕/資産）の推移を示しているが（同、p.263）、すぐに述べるように同工業センサスを機に統計系統においても付加価値税を外税とし、企業財務上の預かり金として扱っており、したがって85年の数字とは連続しないことになる。

14) 具体的には各級の「総合統計部門」が同級財政部門等が収集した資料、すなわち「進項税額」、「已交税金」、「銷項税額」を用い、統計数字の調整を行うとしている（国家統計局「關於印發実行増値税後有關指標統計處理暫行規定的通知」1994年2月）。この手間は地域の統計部門にとってはやっかいなことで、つぎに述べる会計報表制度への妥協につながったと思われる。

ては、インボイスによる戻し税部分がないことから、既述のように内税として販売額もしくは営業額に含まれることになった（中華人民共和国同消費税暫行条例第5、6条，中華人民共和国営業税暫行条例第4条，いずれも1993年12月）。統計報表における扱いも同様で、『中国統計年鑑1995』以降では独立した項目として「産品銷售税及附加」の数字が示されるようになっていく。

付加価値税の取り扱いに関する会計報表と統計報表の不統一は、1995年末に行われた第3回工業センサスの段階で、統計部門においても会計報表における外税概念に移行することにより、決着をみた。すなわち「工業総産値」「工業中間投入」については新たな規定を設け、前者については付加価値税「銷項」を除き、後者についても付加価値税「進項」を除き、94年段階での通達（注14を参照）については執行を停止するとしている（第三次全国工業普查弁公室，1995，pp.79-85）。こうした新概念の導入は、実際には新旧両概念による計数の算出・並記という形で処理されたが、それは以下にみるように、新概念への移行にかかわる過渡的措置であった。

すなわち1996年に出版された『中国統計年鑑1996』の場合、実際には1995年の統計年報にもとづいて編集されたものであるが、「工業総産値については計算のやり方と範囲が変更されたため、前の年の計数とは完全な比較ができない」（同，p.413）としている。そして翌年の『中国統計年鑑1997』では、95年の数字については新旧基準で2通り示し、96年については新基準を適用した旨、明記している<sup>15)</sup>。また『中国工業經濟統計年鑑1998』では、1995年の第三回工業センサスにおいて「工業総産値」の内容、計算方法が改められたとして、製品価値には「銷項稅額」を含まない実際の販売平均単価を用いる等の3項目の変更点を明示している（國家統計局工業交通統計司編，1998，p.330）<sup>16)</sup>。

分税制の導入を契機とし、企業財務の面では付加価値税抜きの販売・生産概念に移行したものの、統計部門においては94年をいわば過渡期として、五月雨的、かつ外部に対してはあまり明瞭とはいえない形で統計概念の変更がなされたことになる。

#### 4. 統計法の改正と会計ビッグバン

1996年5月、「中華人民共和国統計法」が全人代で改正され、従来の「中国国内の獨資、

15) 『中国統計年鑑1998』の記述は混乱しているが、時系列の面で問題のあることはうかがわれる。

16) ちなみに『中国統計年鑑1996』では、企業財務にかかわる統計項目として新たに「本年中に納めるべき付加価値税」（「本年底交増値税」）という項目が登場する（同，1996，p.413）。また同年以降の『中国統計年鑑』で確認する限り、「利稅總額」-「利潤總額」-「産品銷售税及附加」=「本年中に納めるべき付加価値税」という関係が存在する。『中国工業經濟統計年鑑1998』の場合には、「利稅總額」には「製品の販売にかかわる税金および付加，付加価値税，所得税その他の公租公課」が含まれるとしている（同，p.332）。

合弁および合作企業事業組織」を明確に統計調査の対象とする条文は、「国家機関，社会团体，企業事業組織および個人経営の商工業者などの統計調査対象」という形で，外資系企業をあえて特定しない形で修正された。内国民待遇ということであろうが，そうすると逆に営業の自由の侵害につながりかねない，企業活動の根幹にかかわる詳細な経営情報の提供は強制できなくなるという問題も生じよう。いずれにせよ本格的な市場経済化，企業改革の趨勢，とりわけ法人企業化・株式化と私营・自営企業の台頭に代表される所有制の多様化傾向のもと，定期統計報表を通じた経済統計の把握は，困難になりつつあると思われる。

こうしたなか，1998年11月の段階で国家統計局・国家経済貿易委員会は工業統計制度の改革に乗りだし，「すべての国有企業，国有株が優勢な企業，および年間販売収入500万元以上の非国有工業」を対象とする月報制度と，大型企業5000社を対象とする国家統計局に対し直接数字を上げる制度（「直報制度」）を導入した（國務院弁公庁「転発国家統計局国家経貿委關於做好工業統計制度改革意見的通知」1998年12月）。一定の条件と規模を備えた企業に対しては，むしろ報表制度を強化し，もってマクロな経済状況の把握に資するための制度改革ということができよう。これを受けて『中国統計年鑑』は1999年版以降，従来の「郷級以上の企業」という区分に代わり，「すべての国有および一定規模以上の非国有企業」という区分にもとづき，工業企業および工業総生産額統計を示すようになっている。

これに対し会計報表制度の場合には，国際的な連結決算重視，時価評価・キャッシュフロー重視の流れを受け<sup>17)</sup>，1998年3月にはキャッシュフロー計算表の作成が打ち出されている（財政部「企業会計準則—現金流量表」财会字[1998]10号）。ついで1999年10月には会計法が國務院で修正され，これを受けて2000年6月には，企業に情報開示を義務づけ責任の所在を明らかにすることを目的に，「企業財務会計報告条例」（國務院令287号）が出されている。そして同年12月29日には，これらを踏まえた新たな財務会計制度として財政部「企業会計制度」が正式に公表されている（财会[2000]25号）<sup>18)</sup>。

「企業会計制度」は2001年1月1日より，とりあえず株式有限企業に対して適用され，非株式有限企業についても新制度にもとづく財務諸表の作成が奨励されることになった。

17) 日本でも周知のように2000年3月以降，「会計ビッグバン」と呼ばれる会計制度の大変革が行われている。資本移動の国際化に対応すべく，投資家に対する情報開示を国際会計基準 International Accounting Standard に準拠し，世界の企業との比較可能なものとするのが，制度改革の主たる目的ということになる。

18) 日本の企業が公表する財務諸表については，商法および証券取引法による二系列の開示制度が存在している。とりわけ「会計ビッグバン」の影響は証券取引法による規制に顕著にあらわれており，同法にのっとって，株式公開企業や一定額の有価証券募集を行う企業の場合には，連結ベースの事業や地域別の収益などのセグメント情報，中間期決算の開示が義務づけられるようになっている。

これとともに1998年に制定され、株式企業に適用されていた「株式有限会社会計制度—会計科目および会計諸表」([股份有限公司会計制度—会計科目和会計報表])は廃止された。新会計制度の適用が当面見送られた非株式制企業の場合には、1993年に制定された企業会計制度が引き続き適用される。

新たな会計制度が株式有限企業から適用されるのは、結果的に日本と同様であるが、株式企業にとって、もしくは株式制の導入をもって企業改革の柱としたい政策当局にとって、国際基準に準拠し企業財務の透明度を保障する財務会計制度の導入は、資金調達やコーポレートガバナンスの強化をはかる上で不可欠の前提である。他方でこれを一般企業に対して暫時適用しないということは、旧制度下の数字との連続性の確保が難しいという技術上の理由のほか、導入する企業にとって、詳細な財務諸表の作成は人的・時間的コストが大きくなるという普及上の理由があると考えられる。

すなわち新会計制度の導入にともない、ただちに問題となるたのは、制度の変更による統計の断絶と、それを回避するための遡及調整の可能性である。これに関して財政部は、「〈企業会計制度〉の実施にあたり政策的に連続性を確保する問題についての規定」(「貫徹実施〈企業会計制度〉有関政策銜接問題的規定」2001年2月)を発し、評価方法などについて技術的な内容規定を行っている。またこれらを受け、新たな「企業会計制度」についての講習会の開催や、財務諸表の連続性確保にむけた解説書の出版が相次いだ(たとえば謝志華, 2001)。時系列的な接続にかかわる概念上、技術上の問題はこれらに譲るが、とりあえず株式有限企業を中心に部分的に適用されるにすぎない新会計制度に対しても、一般の関心が少なからず存在することを端的に物語る。つまり上場企業の財務諸表をどうみるかは、一般投資家の利害に直接かかわる重大事である。非株式有限企業の場合には、株式化予備軍として横並びの適用が奨励されているということになる。

この新会計制度はWTO加盟後の2002年1月1日より、内国民待遇ということで外資系企業にも適用されている。

一方、WTO加盟を目前にした2001年7月、中華人民共和国外資経営企業法実施条例が大幅に改正された。国内における市場経済化と規制緩和にともない、生産・経営にかかわる諸々の規制条項は廃止されたものの、外貨にかかわる統計報表(「利用外資統計報表」)の提出、それに合弁の双方の親会社および地元の税財政部門に対する会計報表の提出義務については、引き続き残された(58, 78条)<sup>19)</sup>。現状において外資系企業に課せられる会計報表は、表5に示した構成を前提に、新たな「企業会計制度」を踏まえたものとなっている<sup>20)</sup>。

19) これに先立ち2001年4月に施行された外資企業法実施細則の場合も、規制は撤廃されたが、会計報表および外貨にかかわる統計報表の提出義務には変化がなかった(47条, 62条)。

## IV. むすび

### 1. 報表制度の変容と管理主体

2つの報表制度は経済の計画化とともに形成されたものであるが、移行経済期に入り市場経済化、企業改革の進展とともに、明らかに変質しつつある。とりわけ統計局系統が管理する統計報表の場合には、従来の物動的な経済計画を策定する手段、さらにはミクロレベルにおける計画達成状況をチェックし、企業・事業組織のパフォーマンスを考課する手段としての意味は希薄になり、通常の市場経済下の政府統計の機能に近づきつつあるように思われる。かつ経済主体の多元化、多様化、民間化の趨勢のもと、統計報表の維持自体が困難になり、センサス調査と、これにもとづくサンプル調査に取って代わられつつあるといえるかもしれない。営利を追求し激烈な市場競争を展開する企業に対し、何らかのインセンティブなくして煩瑣な報表への記入と情報公開を強制することは、おのずから限度があるというべきであろう。その意味で統計報表制度を中心とする中国の統計制度全般が、曲がり角にあるといえる。

これに対し会計報表の場合、そもそも財政部門による国有セクターに対する財務状況のモニタリングを旨とし、これを通じ利潤上納、予算配分を図るための手段、すなわち公的な企業、事業、行政組織（「基層会計核算単位」）を対象とする直接的なガバナンスの手段であった（表7を参照）。したがって改革・開放の時代にあっても、公共セクターについては基本的に制度が存続することになるが、公有企業や法人企業の場合には、企業改革の進展とともに情報公開の対象も変化し、会計報表はより市場経済適的なものに進化している。そして財政部門の役割は、とりわけ法人企業に対してはガバナンスの性格を薄め、課税主体として、またその限りで統一フォーマットの作成者としての性格を強めているように思われる。すなわちいかなる企業も、今日では付加価値税納入にかかわるインボイスの添付、輸出戻し税の請求、法人税の申告といった実務を通じ、財務情報の一定程度の開示を余儀なくされている。さらに資金調達が多様化にともない、市場における信任を得るためにも、統一ルールにのっとった情報公開は、企業にとって不可避かつメリットのあるものになりつつあるといえる。その意味で財政当局は、市場経済を支える共通のプラットフォームという公共財の提供をも担っていることになる<sup>21)</sup>。

20) 財務状況変動表（会合工03表）が現金流量表と名称を変更しているものの、実質的な内容において変化はない。

表7 「基層会計核算単位」(1986年末)

	数	比率
合計	4,154,557	100.00
所有制別		
全人民所制単位	640,708	15.42
集団企業・事業(県以上の単位に帰属)	197,206	4.75
集団企業・事業(都市街道または郷鎮)	731,535	17.61
農村生産隊核算単位	2,552,223	61.43
その他	32,885	0.79
産業別		
工業企業	562,874	13.55
農林畜産漁業	2,506,005	60.32
交通・郵電	33,195	0.80
商業・糧食・貿易	333,997	8.04
金融	22,836	0.55
行政部門	120,245	2.89
事業単位	262,351	6.31
その他	313,054	7.54

出所：楊紀琬主編，1988，『中国現代会計手冊』中国財政経済出版社，p 408.

企業を対象とする会計報表の場合は所有制のいかんを問わず全企業に対し提出が義務づけられているが、自営業種に対する現状の課税方式に鑑み<sup>22)</sup>、統計報表と同様、零細・分散した自営業については、必ずしも強制的な制度にはなっていない。会計報表を徹底させることが政策目標となるのであれば、一種の「法人成り」し、会計報表を作成することにインセンテヴが生じるような、税法などの工夫が必要になるろう。しかし零細な経済主体に対する煩瑣な記帳制度の強制は、受け手の側のモニタリング・コストを含めたコスト・ベネフィットの判断が入ってこざるをえない。

一方、企業主管部門は会計報表の受け手であるとともに、統計部門とともに統計報表の管理主体でもある。ただし周知のように経済改革と行政改革の結果、主管部門の役割は、所有主体、産業政策の主体から一般的な行政管理主体・市場管理主体に限定されつつあり、中央政府各主管部門の多くは業界団体に再編されている。

21) よく知られているように、国際会計基準 (IAS) は会計士団体を中心とする国際的な民間団体である国際会計基準委員会 (IASC) によって制定されている。

22) 末端における徴税活動にみる限り、自営業者 (「个体戸」) に対する課税が会計報表にもとづいているとはいえない (田島, 2002 を参照)。たとえば付加価値税の場合、インボスの管理などが繁雑であることから、零細な経済主体を対象とする簡易課税制度が設けられ、製造業、サービス業の場合は年間 100 万元、小売り・卸売り業の場合は 180 万元の売り上げを上限に、売り上げの 6% を付加価値税としている (「中華人民共和國増値税暫行条例実施細則」第 24 条, 1993 年 12 月)。



たとえば冒頭にみた自動車部品産業の場合には、中央政府機械工業部の解体とともに、主管部門の機能は国家経済委員会における市場管理機能と中国汽車工業協会における業界団体機能に分化している。そして従来の專業統計報表は、業界団体である後者に移管されている。現状では省級の自動車産業管理部門もしくは業界団体の中国汽車工業協会のブランチが傘下企業に対し專業統計報表を配布し、両者に帰属しない企業の場合は同協会より直接配布・回収する形式をとり、かついかなるルートであっても、対象企業は同協会に対し、記入された報表を1セット直接送付することが義務づけられている（中国汽車工業協会「汽车零部件統計年報填報説明」2001年10月）。

一面では業界団体にふさわしい機能といえるかも知れないが、このことは逆に、垂直的な主管部門の系列が形式としても実体としても空洞化しつつあることを物語る。そもそも各主管部門は末端の行政レベルにまで独立した縦割り組織が形成されていたわけではない。自動車部品産業の場合には、市場の拡大とともに多様な系列の企業が参入しており、いずれにせよ従来の自動車産業なり自動車部品産業の枠で産業の実態を把握することは、もはや困難になっている。そもそも県や郷鎮レベルの工業企業の場合、県の工業局や郷鎮の企業管理弁公室といった地域の総合管理部門により、より属地的なガバナンスが行われてきた。他方で中心都市レベルの国有企業の場合は、産業別の行政主管部門が全民所有権を「授権」し、一種の持ち株会社化するケースが近年増大しており、こうした場合には属地的な所有主体としての役割が強化される方向にあるといえるかもしれない。

これに対し計画部門、すなわち計画委員会の系統は、一貫して報表の直接的な受け取り手ではなく、やや意外であるが統計部門もしくは企業主管部門で集約・集計されたのちの総合報表を受け取り、計画の策定にあてていた。そして今日、中央政府国家計画委員会は1999年3月に国家発展計画委員会と名称を改め、指令性計画の主体としての役割を薄め、ガイドライン的な長期計画を策定し、また一定額以上の投資案件に許認可を与えるといった立場に限定されつつある。地域レベルにおいても同様であるが、計画経済期に担当していた資金配分、鉄鋼、セメント、電力、木材といった生産財配分の権限、許認可権限は一部残しつつ、マクロな発展計画の策定などの役割をかりうじて保持しているにすぎない<sup>23)</sup>。

かかる現状を踏まえつつ、主管部門もしくは統計部門、会計部門において集計・加工されたデータにもとづいてたてられたところの、そもそもの計画経済期の経済計画とは一体いかなるものであったのか、各管理主体の役割も含め、節を改めて考えてみたい。

23) 国家計委政策研究室、1996、および2001年12月の貴州省貴定県計画局に対する筆者のインタビューによる。

## 2. 情報・計画・ガバナンス

既述のように、中国の計画用語に「計画単列」という言葉がある。もともと中央政府国家計画委員会による国家計画の策定において、直接的な計画の対象となる組織機構のことを指し、具体的には中央政府各主管部門であり省級政府であった。しかし1980年代になると、このほかに一部の大都市・重要都市や大企業・重要企業が、これらと同列の計画単列の待遇を受けるようになった。よく知られているように1983年以降、重慶、武漢、大連、青島などの市が、1987年以降、解放汽車集団（旧第一汽車製造廠）、東風汽車集団（旧第二汽車製造廠）などの大企業が、そうした待遇をえた<sup>24)</sup>。計画単列の場合には、一方において中間的な行政管理組織を飛ばし、国家計画委員会もしくは国務院レベルによる直接的なガバナンスが追求される一方、他方でこうした待遇を得た都市もしくは企業は、許認可権限を与えられ、また重層的な管理体制が単一化されることにより、相対的な自由度を拡大したと考えられる<sup>25)</sup>。同様なことは地方計画についても存在しており、地方の計画委員会は同級政府の各主管部門、傘下の各地方政府に対し計画権限を行使するとともに、計画単列の企業に対してはこれらの部門・地方政府と同様に、直接的に計画管理を実施した（たとえば「山西省工業企業集団実行計画単列的暫行弁法」1988年4月を参照）。逆にいえば、その他の経済主体は、計画単列主体に隷属する形で、各級計画による間接的な管理を受けたのである。

計画単列の概念は、1960年代にすでに存在したとされるが（国家経済体制改革委員会、国家計画委員会「關於繼續落實和完善七城市計画単列工作的報告」1985年12月）、80年代の場合には、企業もしくは地方における自主権拡大を前提に、投資の許認可や若干の補助金、さらには鉄鋼や石炭などの一部生産財に対する規制が残存する状況のもとに生じている。すなわち残存する計画当局の規制を前提に、多重なエージェンシー関係を計画単列という形で簡略化し、情報の非対称性を緩和しようという試みにほかならない。既述のように中国では、時期による違いはあるものの、1957年以降はほぼ一貫して地方分権を追求してきた。計画単列の方法は、一見すると集権的な管理を強化する制度改革であるが、エージェンシー・コストを節約するという意味では、地方分権化と共通する側面がある。もっと

24) 国家経済体制改革委員会、国家計画委員会「關於繼續落實和完善七城市計画単列工作的報告」1985年12月）、国家計委「關於大型工業聯營企業在国家計画中实行単列的暫行規定」1987年4月。

25) 解放汽車集団に吸収された吉林省長春市の旧地方企業に対する筆者のインタビュー（1993年8月）によれば、従来の場合、一定額以上の固定資産投資に関する許認可は市主管部門→市計画部門→省計画部門→国家計画委員会という段階を辿って申請しなければなかったが、吸収合併以後は、解放汽車集団より国家計画委員会に対し直接申請することが可能になったという。

も計画単列の対象が増えるほど、計画当局にとって管理の対象が増え、情報管理技術の如何によるが、情報の非対称性は拡大せざるをえない。

中国の分権化傾向は、財政制度にみるかぎり 1950 年代初頭における「分級管理」制度の導入とともにすでに始まっている。中央政府財政部が 2000 以上の県級行政区、数万の国営企業を含め、一元的かつ集権的に地方の財政収支を管理する（「統収統支」と呼ばれる）などということはしよせん無理であって、平時に分権的な税財政システムに移行することは、そもそも不可避であろう<sup>26)</sup>。分税制改革によって国税および国税徴税システムが形成されるのが 1994 年であり、ここにおいて中央政府は、関税および中央企業よりの利潤・税以外の直接的な歳入基盤を、共和国期においてはじめて確保することになった。逆にいえばそこにいたるまでの中国財政は、財政調整権限を上級政府に集中しつつ、財政事務はもっぱら地方が負うところの地方分権的なシステムであった（田島，1994，2000）。これは数にして多数を占める中小規模の企業を各級政府主管部門に割り振り、財務管理・徴税対象の規模を適正化し、情報の非対称性を緩和することにほかならない。財務管理・徴税事務のみならず、さらに周到な情報の入手が必要な、企業に対する直接的なコーポレートガバナンスについても同様である。したがってこれと表裏の関係にある国営企業管轄権の下級政府への移行は、企業情報の入手とそれら进行处理する能力、さらには傘下国営企業に対するモニタリング能力の限界から説明可能であり、いふならば管理対象の数と空間的広がりとの適正化ともいえよう<sup>27)</sup>。

各級政府の計画機能、すなわち企業・事業情報の入手やこれらに対する資金・生産財の配分が当初より統計部門、財政部門それに企業主管部門を介す形で行われ、個別企業に対する計画当局による直接的なガバナンスが例外的であったのは、かかる情報とモニタリングのコストから説明される。かつ計画経済期において、企業・事業情報の入手先は、基本的に国営もしくは公営セクターに限定された。のみならず大躍進、文革期には、計画の基礎となる統計報表自体の維持が困難となり、マクロなバランス表の作成は大ざっぱな推計にとどまらざるをえず、したがってマクロな投資配分や生産財の配分も大まかなものであった。そして対米ソ冷戦のさなかの 1970 年に行われた地方分権化の過程では、既述のように「地区平衡、差額調撥」という形で、地域における自足を前提とする計画制度が採られ、中央政府はただ過不足の調整と、鉄道、軍隊、対外貿易、国家備蓄などの限定された部門への供給を担うのみとなった（《当代中国》叢書編集部編，1984，pp.504,505）。国家計画委員会主体の国家計画というよりは、地方レベルを主体とし、これを補完するものとして国

26) いわゆる「統収統支」の中央集権的な財政システムは、戦後の混乱期である 49-52 年、文革による混乱期である 1968 年に例外的に採られたにすぎない（田島，2000）。

27) 文革期の地方分権化には、これに加えて準戦時下のリスク分散という戦略的な目的があった。

家計画が存在したとも考えられる。

さてエージェント関係を簡素化することと、モニタリングおよび計画の精度が高まることは、必ずしも同義ではない。一方、マクロ・セミマクロのレベルに計画主体が存在し、他方で報表制度がきちんと整備されていることは、包括的な経済計画の必要条件であるが、もちろん十分条件ではない。歴史的にとられた「分級管理」体制は、エージェント側のモラルハザードを回避するための制度的工夫と考えられるが、逆に地方企業と地方政府の間における相互依存関係の形成にはほかならない(田島, 1994)。

より正確な企業会計情報入手すべく、中央政府財政当局により駐廠員の制度が歴史的に設けられたことは、計画経済下にあってもモラルハザードの回避が困難な課題であったことを端的に物語る。また1983年には、外部監査のための「審計署」の組織が、さらに86年以降、公認会計士の制度が設けられたことも、正確な数字の記載に少なからぬ問題があることを端的に示す。粉飾決算の発生は、発達した市場経済においてもしばしば観察される事態であるが、監視人員の直接的な派遣という形でモニタリングせざるをえなかったところに、中国における計画経済の限界をみてとることも可能であろう。

ソ連・東欧および中国の計画経済システムを比較したエルマンは、ソ連型のタイトな集権的生産計画に対し中国の経済計画を「緩い」計画と規定し、「もし『計画経済』というものが年度別に分解され、中央の手で計算され、実施される、詳細で科学的に基礎づけられた、すべてを包括する5カ年計画にしたがって作動する経済を意味するのであれば、中国は計画経済ではないし、またそうであったことはない」としている(Ellman, 1979, (日本語版), pp.40,46)。したがって「精密な計画化は問題外」であり、せいぜい「不均衡が生じたときにそれを是正する」程度の役割にとどまった(同, p.40)。

中国でのバランス表の作成は1950年代末に始まるが、大躍進・文革期の中断を経て、財務バランスを含めより本格的な体系となるのは、80年代以降である。よりダイナミックな産業連関効果を予測する上で不可欠な投入産出表の導入も、同様に80年代になってからである。しかし時はすでに移行経済期にあり、もはや経済計画はマクロなガイドラインたらしめるをえない。つまり精緻な経済計画を必要としていた時代には制度的技術的に条件が整わず、他方でこれらの条件が満たされた段階には、もはや統計数字を直接的に利用して経済運営を行う時代は過ぎていたのである。

この点、1993, 94年段階で露呈した付加価値税の扱いをめぐる会計報表と統計報表の乖離の問題は、会計報表に比べた統計報表の重要性の低下を端的に物語っているように思われる。統計局は、マクロな統計数字の時系列的な連続性を犠牲にしてでも、会計報表における改革に追随せざるをえなくなったのである。

すなわち移行経済期以降、経済活動の主体となった企業にとって、既述のように社会的

信用を担保し資金調達を含め経営展開を行う上で、自らの経営情報を開示することが必要不可欠であり、会計報表はそのための有力な手段にほかならない。かつ資金市場の国際化にともない、会計報表の場合は一足飛びに国際的なプラットフォームへの接続が図られている。一方、統計報表制度の場合も、SNA 体系への移行、すなわち国際的なプラットフォームへの接続を1つのメルクマールに、間接コントロールの手段に脱皮しつつあるといえるが、作成する側の企業にとっては、自らに役に立つか否かという意味では、会計報表ほどの積極的な意義は希薄であろう。

工業統計報表の変質は、1998年以降、国有および年間販売額500万元以上の企業に変更され、かつそれ以外の企業についてはサンプル調査による捕捉に変更されたことに象徴的に示されていると考えられる。市場経済化と企業制度の改革にともない、計画経済以来の公的セクターを中心とする統計制度の枠組みも、急速に変質が迫られているといえよう。

## 参考文献

- 吳曉林, 2002, 『毛沢東時代の工業化戦略——三線建設の政治経済学』御茶の水書房
- 謝少敏, 1997, 『中国の企業会計制度』創成社
- 田島俊雄, 1993, 『山東省武城県農村調査報告』東京大学社会科学研究所調査報告第26号
- , 1994, 「中国の国有企業改革と政府間財政関係」(『中国研究月報』第48巻第4号)
- , 2000, 「中国の財政金融制度改革—属地的経済システムの形成と変容」(毛里和子編集代表『現代中国の構造と変動』第5巻 [中兼和津次編「経済—構造変動と市場化」] 東京大学出版会)
- , 2002, 「財政改革下の地方政府間財政関係」(中兼和津次編『中国農村経済と社会の変動 雲南省石林県のケーススタディ』御茶の水書房)
- 中兼和津次, 1999, 『中国経済発展論』有斐閣
- 西村明, 1989, 『中国企業会計の構造と分析』九州大学出版会
- 松田芳郎, 1987, 『中国経済統計方法論』アジア経済研究所
- 南亮進・本台進, 1999, 「企業改革と分配率の変動」(南亮進・牧野文夫『大国への試練 [転換期の中国経済]』日本評論社)
- 《当代中国》叢書編集部編, 1984, 『当代中国的經濟体制改革』中国社会科学出版社
- 《当代中国》叢書編集部編, 1985, 『当代中国的經濟管理』中国社会科学出版社
- 《当代中国》叢書編集部編, 1989, 『当代中国的統計事業』中国社会科学出版社
- 《当代中国》叢書編集部編, 1993, 『当代中国物資流通』当代中国出版社
- 第三次全国工業普查弁公室編, 1995, 『全国工業普查表填表説明 (填報甲, 乙類表適用)』中国統計出版社
- 耿建新, 牟乃密主編, 1993, 『新旧会計制度帳務調整業務手冊』中国人民大学出版社
- 国家計委政策研究室編, 1996, 『社会主義市場経済下的地方計画工作』中国計画出版社
- 国家行政学院編著, 2000, 『中華人民共和國政府機構五十年 (一九四九—一九九九)』党建讀物出版社
- 門玉峰, 1998, 『予算会計報表編制与分析』中国統計出版社
- 孫宗福, 王軍, 李朝鮮, 1994, 『中国新統計報表制度実施指南』華夏出版社
- 王琦主編, 2000, 『新編統計工作実務全書』中国統計出版社
- 王一夫主編, 1986, 『新中国統計史稿』中国統計出版社
- 謝志華, 2001, 『如何銜接和編制報表』中華工商聯合出版社
- 楊紀琬主編, 1988, 『中国現代会計手冊』中国財政經濟出版社
- 鄭家享主編, 1995, 『統計大辭典』中国統計出版社

特集 WTO 加盟後の中国

張塞主編, 1992, 『中華人民共和国統計大事記 1949-1991』中国統計出版社

Ellman, Michael. 1979, *Socialist Planning*, Cambridge; Cambridge University Press (M. エルマン著/佐藤  
経明, 中兼和津次訳, 1982, 『社会主義計画経済』岩波書店)

Li, Chou-Ming. 1962, *The Statistical System of Communist China*, Barkeley and Los Angeles; University of  
California Press (チャーミン・リー著/前田壽夫訳, 1964, 『中国の統計機構』アジア経済研究所)